

社会福祉法人藤会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人藤会（以下「この法人」という。）定款8条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、役員等が理事会・評議員会に出席し、かつ同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

- (1) 理事長報酬
- (2) 役員報酬
- (3) 評議員報酬

2 定款21条に定める役員の報酬に対しては、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。また、定款第8条に定める評議員の報酬対しても、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

- 2 役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支払い時期は、毎年度末の理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった際に（年1回）、支給する。

- 2 役員等に対する報酬は、毎年度末の理事会または評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった際、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年6月13日から施行する。

別表1 (理事長の報酬)

役 職 名	年 額
理事長	50,000円

別表2 (役員の報酬)

(1) 理事

	年 額
理事会等への出席・法人業務のための職務執行	50,000円

(2) 監事

	年 額
理事会等への出席・法人業務のための職務執行	50,000円

別表3 (評議員の報酬)

	年 額
評議員会議への出席・法人業務のための職務執行	50,000円